

# インフルエンザ発症（受診）証明書

校長・園長 様

学 年： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 （生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日）

氏 名： \_\_\_\_\_

性 別： \_\_\_\_\_ 男 ・ 女

## 【医師記入】

病 名：インフルエンザ （ A型 、 B型 、 疑い ）

（1）インフルエンザ発症日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（2）発症（発熱）後5日目を経過する日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※保護者記入欄の(3)の年月日は(2)と同じ年月日を医師が記入してください。

年 月 日

医療機関住所地：

医 療 機 関 名：

電 話 番 号：

医 師 署 名：

---

## 【保護者記入】

学校保健安全法ではインフルエンザによる出席停止期間の基準は「発症した後5日目を経過し、かつ、解熱した後2日（乳幼児にあっては3日）を経過するまで」とされています。

発症（発熱）当日が0日目となります。以下の（4）（5）の項目については、保護者が裏面を参照にして正しく記入して学校や園に提出してください。

（3） \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（発症（発熱）後5日目を経過する日）以降で、  
かつ解熱後2日目（乳幼児では3日目）を経過した翌日が出席可能日です。

（4）解 熱 し た 日・・・ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※ただし、発熱が長引いたり、咳などがひどくなるようなら再度診察を受けてください。

（5）登校（登園）日・・・ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保 護 者 氏 名 ： \_\_\_\_\_ ⑩

## インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は  
 「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

と変更されました。

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日です。

受診していない場合や、登校許可証が提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

### ■ 小学生以上の場合＝発症後5日を経過、かつ、解熱後2日を経過

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱 1日目	2日目				登校OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱 1日目	2日目			登校OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱 1日目	2日目		登校OK		
発症後4日目に解熱した場合					解熱 1日目	2日目	登校OK		
発症後5日目に解熱した場合						解熱 1日目	2日目	登校OK	

### ■ 幼児以下の場合＝発症後5日を経過、かつ、解熱後3日を経過 （小学生以上に比べて、長くウイルスを排泄するため）

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱 1日目	2日目	3日目			登園OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱 1日目	2日目	3日目		登園OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱 1日目	2日目	3日目	登園OK		
発症後4日目に解熱した場合					解熱 1日目	2日目	3日目	登園OK	

